

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により久慈市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年5月25日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド久慈店 久慈市長内町第34地割48番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
- 3 久慈市から聴取した意見の概要

（1） 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗への来客用駐車台数の確保を図ること。

（2） 歩行者の通行の利便の確保等に係る事項

駐車場の出入口並びに搬出入車両の入口及び出口において、交通量の増加が予想されるため、歩行者及び児童生徒の安全確保に配慮されたいこと。

（3） 防犯対策への協力に係る事項

青少年の健全育成の観点から建物の裏側等暗がりの対応として、日常の見回りや照明の設置位置等への配慮をされたいこと。

備考 本公告に係る久慈市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間久慈地方振興局企画総務部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。